

# 公 示

令和4年6月3日

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及び平成23年4月22日の原子力災害対策本部長指示により計画的避難区域とされた区域のうち、別紙で規定する区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分 発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(1) 避難指示区域の解除：  <u>葛尾村において設定されている帰還困難区域のうち大字葛尾字柏原（1番地2から10、1番地12から21、2番地1から3、2番地7から15、3番地1、3番地3、3番地6から8、5番地1から3、10番地1、10番地3、12番地1から3、12番地5から16、14番地1、16番地、17番地1から2、18番地1、19番地5から6、19番地11、19番地13から23、20番地1、20番地3、20番地6、21番地1から5、22番地2から7、23番地3から4、23番地6、23番地9から20、24番地1から5、25番地1から2、25番地5、26番地7、26番地10、26番地12、26番地14、26番地16から20、27番地3から7、27番地12から15、29番地2から3、29番地15から16、30番地2から6、32番地14から16、33番地、34番地1から6、35番地、36番地1から4、38番地1、39番地、41番地1、47番地、48番地1、48番地3から4、49番地1から3、50番地1、51番地1から3、52番地1から2、53番地、54番地1から2、55番地1から3、55番地5から7、56番地、57番地1から6、58番地から118番地、119番地1から2、120番地から129番地、130番地1、130番地3から5、130番地7から8、131番地、132番地1から2、133番地から144番地）、大字葛尾字野行（1番地1、1番地7から11、1番地13、3番地1、5番地2、5番地5から</u>

10、5番地12から16、6番地1、7番地1から2、8番地から9番地、10番地2、13番地から18番地、19番地1から2、20番地1、20番地4から11、21番地1から7、22番地1から4、23番地1、24番地1、24番地3、24番地5、27番地1から2、27番地18、27番地22、27番地25、27番地27から39、35番地1、36番地1、36番地3から4、39番地4、39番地7から10、40番地1から6、41番地1から5、42番地1から2、43番地1から4、44番地1、44番地6から8、45番地1から2、45番地4、45番地11、45番地13、46番地1から2、47番地3、47番地14から17、48番地1、49番地1、49番地3から4、50番地1、54番地、55番地1、55番地4、56番地1から3、56番地7、58番地1、58番地3、59番地1、59番地4、60番地1、60番地6、61番地1から2、62番地1、64番地1から2、65番地1から2、65番地5、67番地、67番地6、68番地、69番地1、70番地1、70番地4、71番地1、71番地8、72番地1、72番地4、73番地、75番地1から2、76番地、79番地2、80番地2、84番地、86番地4、88番地から89番地、90番地1から2、90番地5、91番地1から2、93番地1、93番地3から7、95番地1、95番地3から4、97番地、99番地1から16、102番地2、102番地4、102番地14から18、102番地20、103番地2、103番地4から5、103番地8から9、104番地1から2、107番地2、107番地4から6、107番地8から9、107番地11から12、109番地1から2、111番地1、111番地3から4、116番地1から3、117番地、118番地1から2、119番地、121番地2から10、122番地1から2、137番地から138番地、139番地2、141番地、155番地、157番地、158番地1から2、159番地から169番地、170番地1から2、171番地、173番地1から2、174番地、175番地1から2、176番地から180番地、181番地1から6、182番地から184番地、188番地1、188番地3、193番地から194番地、195番地1から2、196番地1から2、197番地1から2、198番地、199番地1から2、200番地1から

	<p><u>2、201番地1から2、202番地1から2、203番地1から2、204番地、205番地1、206番地から223番地、224番地1から2、225番地1から2、226番地から243番地、245番地から248番地)、大字葛尾字小出谷(1番地8、13番地2)、これらに接する道路(隣接する部分に限る)、県道浪江三春線、村道柏原・阿掛線、村道野行・岩角線、村道落合・下野行線、林道野行・大笹線及び葛尾村内国有林磐城森林管理署1090林班のうち「イ」の区域については、令和4年6月12日午前8時をもって、解除されること。</u></p> <p>(2) その他の避難指示区域は、別紙のとおり従前の区域が維持されること。</p>
--	--

<緊急事態応急対策を実施すべき区域>

(別紙)

1. 南相馬市

帰還困難区域	南相馬市小高区 金谷の字小畑、字ドウケ、字出戸間船及び 字野中の区域  南相馬市内国有林磐城森林管理署 2064林班、2066林班から2075林班、 2079林班から2087林班、2091林班から2094林班、 2104林班から2109林班
--------	--

## 2. 富岡町

<p>帰還困難区域</p>	<p>(小良ヶ浜行政区の全ての区域。夜の森駅前北行政区、夜の森駅前南行政区、新夜ノ森行政区、深谷行政区及び大菅行政区の一部)</p>
	<p>富岡町</p> <p>桜1丁目の全ての区域          桜2丁目の全ての区域          夜の森北1丁目の全ての区域          夜の森北2丁目の全ての区域          夜の森北3丁目の全ての区域          夜の森南1丁目の全ての区域          夜の森南2丁目の全ての区域</p> <p>大字小良ヶ浜字赤坂の全ての区域          字市の沢の全ての区域          字深谷のうち808番地1を除く区域          字松の前の全ての区域          字松葉原の全ての区域</p> <p>大字大菅</p> <p>字蛇谷須のうち1番地64          字川田のうち1番地3を除く区域          字大平のうち1番地、1番地4、          1番地89から1番地94、1番地96、          1番地97、2番地1、2番地3、          3番地から5番地、6番地1から6番地3、          14番地1から14番地5、15番地、          169番地1から169番地9、          170番地、171番地、          172番地1から172番地3、          173番地から179番地、          181番地から184番地、          298番地1から298番地3          を除く区域</p> <p>大字本岡</p> <p>字新夜ノ森のうち12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、13番地5、13番地7、13番地8、15番地2、15番地5、49番地2、49番地210から49番地217を除く区域</p>

上記のうち、県道夜ノ森停車場線(字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)、町道夜の森桜通り線(字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)、町道都市計画4号線(字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)、町道坊小屋桜通り線(字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)、町道夜の森区画街路2号線(字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)、町道夜の森区画街路13号線(字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)、町道夜の森区画街路17号線(字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)、町道夜の森区画街路34号線(大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)、第三大管こ線道水路橋及び東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域を除く

富岡町内国有林磐城森林管理署

662林班のうち植松川以北の範囲

### 3. 大熊町

<p>帰還困難区域</p>	<p>(野上1行政区、野上2行政区、下野上1行政区、熊3行政区、町行政区、熊川行政区、野馬形行政区、小入野行政区、大和久行政区及び夫沢1行政区の全ての区域。下野上2行政区、下野上3行政区、大野1行政区、大野2行政区、熊1行政区、熊2行政区、夫沢2行政区及び夫沢3行政区の一部)</p> <p>大熊町大字夫沢 字上団子橋の全ての区域          字熊野沢の全ての区域          字北台の全ての区域          字北原の全ての区域          字大の全ての区          字中央台の全ての区域          字長者原の全ての区域          字東台の全ての区域          字南台の全ての区域</p> <p>大字小良浜 字高平の全ての区域</p> <p>大字熊 字旭台の全ての区域          字熊町の全ての区域          字清水の全ての区域          字新町の全ての区域          字反町の全ての区域          字館の全ての区域          字田成圃の全ての区域          字滑津の全ての区域          字羽山下の全ての区域          字本清水の全ての区域          字本町の全ての区域          字錦台のうち173番地から178番地、              179番地1、179番地2、              180番地1、180番地2、              181番地1、181番地2、              182番地1、182番地2、              183番地1、183番地2、              184番地1、184番地2、              185番地1、185番地2、              186番地から188番地、189番地1、</p>
---------------	---

	<p>190番地、191番地1 を除く区域</p> <p>大字熊川 字川向の全ての区域 字久麻川の全ての区域 字古館の全ての区域 字下川原の全ての区域 字寺下の全ての区域 字緑ヶ丘の全ての区域 字八坂の全ての区域</p> <p>大字小入野 字西大和久の全ての区域 字東大和久の全ての区域 字東平の全ての区域 字向畑の全ての区域</p> <p>大字下野上 字大野のうち98番地1、98番地5、98番地6、 98番地7、115番地3、284番地3 285番地、791番地1、797番地1 811番地 を除く区域 字金谷平の全ての区域 字北向の全ての区域 字広谷地の全ての区域 字清水の全ての区域 字原の全ての区域 字鮎沢のうち120番地10、120番地11、 120番地12、247番地30 を除く区域</p> <p>大字野上 字秋葉台の全ての区域 字姥神の全ての区域 字諏訪の全ての区域 字羽山沢の全ての区域 字山神の全ての区域 字湯の神の全ての区域 字小塚の全ての区域</p> <p>上記のうち、県道大野停車場大川原線(大字下野上字大野414番地先 から大字下野上字大野416番地先まで、大字下野上字原327番1地 先から大字下野上字清水624番2地先まで)、町道西20号線(大字下</p>
--	---

野上字大野 4 1 3 番地先から大字下野上字大野 9 8 番 4 地先まで)、町道西 4 9 号線(大字下野上字原 4 番 1 地先から大字下野上字大野 9 8 番 4 地先まで)及び東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域を除く

大熊町内国有林磐城森林管理署

5 0 3 林班、5 0 4 林班、5 1 1 林班、5 1 6 林班、5 1 7 林班、  
5 2 0 林班、5 2 5 林班から 5 2 7 林班、5 2 9 林班、5 4 7 林班

#### 4. 双葉町

<p>帰還困難区域</p>	<p>双葉町 大字新山の全ての区域          大字郡山の全ての区域          大字細谷の全ての区域          大字前田の全ての区域          大字水沢の全ての区域          大字目迫の全ての区域          大字山田の全ての区域          大字松迫の全ての区域          大字石熊の全ての区域          大字下羽鳥の全ての区域          大字上羽鳥の全ての区域          大字寺沢の全ての区域          大字松倉の全ての区域          大字渋川の全ての区域          大字鴻草の全ての区域          大字中田の全ての区域          大字長塚 字蛭子堂の全ての区域          字鬼木の全ての区域          字上迫の全ての区域          字観音堂の全ての区域          字北目の全ての区域          字越田の全ての区域          字三ノ宮の全ての区域          字寺内迫全ての区域          字寺内前の全ての区域          字西宮下の全ての区域          字原田の全ての区域          字深谷の全ての区域          字福田迫の全ての区域          字町裏の全ての区域          字町東の全ての区域          字町の全ての区域          字谷沢町の全ての区域          字町西のうち36番地1、36番地2、          37番地1、37番地2、          38番地1、38番地3、</p>
---------------	---

38番地7、38番地8、  
39番地1、39番地4、  
39番地22、39番地25、  
39番地26、39番地27、  
39番地28、39番地29、  
39番地30、44番地8、  
72番地、73番地1、  
73番地4、73番地5、  
249番地1、249番地3  
を除く区域

上記のうち、町道長塚・新山線(大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)、町道久保前・中浜線(大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)、町道鬼木・広町線(大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)、町道久保前・下条線(大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)、町道町西3号線(大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)、町道町西1号線(大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)、町道町西2号線(大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)、国道6号(大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))及び東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域を除く

双葉町内国有林磐城森林管理署

544林班から546林班、547林班のうち「イ<sub>1</sub>」及び「イ<sub>2</sub>」の区域

5. 浪江町

<p>帰還困難区域</p>	<p>浪江町 大字酒井の全ての区域          大字大堀の全ての区域          大字井手の全ての区域          大字小丸の全ての区域          大字末森の全ての区域          大字室原の全ての区域          大字羽附の全ての区域          大字津島の全ての区域          大字下津島の全ての区域          大字南津島の全ての区域          大字赤字木の全ての区域          大字川房の全ての区域          大字昼曾根の全ての区域</p>
	<p>浪江町内国有林磐城森林管理署          1001林班から1032林班、1038林班から1061林班、          1065林班から1077林班、1082林班、          1095林班から1113林班、1201林班から1225林班          1287林班から1311林班、2110林班から2119林班</p>

6. 葛尾村

<p>帰還困難区域</p>	<p>(野行行政区の一部)</p> <p>葛尾村大字葛尾 字柏原の<u>うち1番地2から10、</u>  <u>1番地12から21、2番地1から3、</u>  <u>2番地7から15、3番地1、3番地3、</u>  <u>3番地6から8、5番地1から3、</u>  <u>10番地1、10番地3、12番地1から3、</u>  <u>12番地5から16、14番地1、16番地、</u>  <u>17番地1から2、18番地1、</u>  <u>19番地5から6、19番地11、</u>  <u>19番地13から23、20番地1、</u>  <u>20番地3、20番地6、21番地1から5、</u>  <u>22番地2から7、23番地3から4、</u>  <u>23番地6、23番地9から20、</u>  <u>24番地1から5、25番地1から2、</u>  <u>25番地5、26番地7、26番地10、</u>  <u>26番地12、26番地14、</u>  <u>26番地16から20、27番地3から7、</u>  <u>27番地12から15、29番地2から3、</u>  <u>29番地15から16、30番地2から6、</u>  <u>32番地14から16、33番地、</u>  <u>34番地1から6、35番地、</u>  <u>36番地1から4、38番地1、</u>  <u>39番地、41番地1、47番地、</u>  <u>48番地1、48番地3から4、</u>  <u>49番地1から3、50番地1、</u>  <u>51番地1から3、52番地1から2、</u>  <u>53番地、54番地1から2、</u>  <u>55番地1から3、55番地5から7、</u>  <u>56番地、57番地1から6、</u>  <u>58番地から118番地、</u>  <u>119番地1から2、</u>  <u>120番地から129番地、</u>  <u>130番地1、130番地3から5、</u>  <u>130番地7から8、131番地、</u>  <u>132番地1から2、</u></p>
---------------	--

1 3 3 番地から 1 4 4 番地、  
これらに接する道路（隣接する部分に限る）  
を除く区域

字野行のうち 1 番地 1、1 番地 7 から 1 1、  
1 番地 1 3、3 番地 1、5 番地 2、  
5 番地 5 から 1 0、5 番地 1 2 から 1 6、  
6 番地 1、7 番地 1 から 2、  
8 番地 から 9 番地、1 0 番地 2、  
1 3 番地 から 1 8 番地、1 9 番地 1 から 2、  
2 0 番地 1、2 0 番地 4 から 1 1、  
2 1 番地 1 から 7、2 2 番地 1 から 4、  
2 3 番地 1、2 4 番地 1、2 4 番地 3、  
2 4 番地 5、2 7 番地 1 から 2、  
2 7 番地 1 8、2 7 番地 2 2、2 7 番地 2 5、  
2 7 番地 2 7 から 3 9、3 5 番地 1、  
3 6 番地 1、3 6 番地 3 から 4、3 9 番地 4、  
3 9 番地 7 から 1 0、4 0 番地 1 から 6、  
4 1 番地 1 から 5、4 2 番地 1 から 2、  
4 3 番地 1 から 4、4 4 番地 1、  
4 4 番地 6 から 8、4 5 番地 1 から 2、  
4 5 番地 4、4 5 番地 1 1、4 5 番地 1 3、  
4 6 番地 1 から 2、4 7 番地 3、  
4 7 番地 1 4 から 1 7、4 8 番地 1、  
4 9 番地 1、4 9 番地 3 から 4、5 0 番地 1、  
5 4 番地、5 5 番地 1、5 5 番地 4、  
5 6 番地 1 から 3、5 6 番地 7、5 8 番地 1、  
5 8 番地 3、5 9 番地 1、5 9 番地 4、  
6 0 番地 1、6 0 番地 6、6 1 番地 1 から 2、  
6 2 番地 1、6 4 番地 1 から 2、  
6 5 番地 1 から 2、6 5 番地 5、6 7 番地、  
6 7 番地 6、6 8 番地、6 9 番地 1、  
7 0 番地 1、7 0 番地 4、7 1 番地 1、  
7 1 番地 8、7 2 番地 1、7 2 番地 4、  
7 3 番地、7 5 番地 1 から 2、7 6 番地、  
7 9 番地 2、8 0 番地 2、8 4 番地、  
8 6 番地 4、8 8 番地 から 8 9 番地、  
9 0 番地 1 から 2、9 0 番地 5、

91番地1から2、93番地1、  
93番地3から7、95番地1、  
95番地3から4、97番地、  
99番地1から16、102番地2、  
102番地4、102番地14から18、  
102番地20、103番地2、  
103番地4から5、103番地8から9、  
104番地1から2、107番地2、  
107番地4から6、107番地8から9、  
107番地11から12、  
109番地1から2、111番地1、  
111番地3から4、116番地1から3、  
117番地、118番地1から2、  
119番地、121番地2から10、  
122番地1から2、  
137番地から138番地、139番地2、  
141番地、155番地、157番地、  
158番地1から2、  
159番地から169番地、  
170番地1から2、171番地、  
173番地1から2、174番地、  
175番地1から2、  
176番地から180番地、  
181番地1から6、  
182番地から184番地、  
188番地1、188番地3、  
193番地から194番地、  
195番地1から2、196番地1から2、  
197番地1から2、198番地、  
199番地1から2、200番地1から2、  
201番地1から2、202番地1から2、  
203番地1から2、204番地、  
205番地1、206番地から223番地、  
224番地1から2、225番地1から2、  
226番地から243番地、  
245番地から248番地、  
これらに接する道路（隣接する部分に限る）

	<p style="text-align: center;"><u>を除く区域</u></p> <p style="text-align: center;">字小出谷のうち1番地8、13番地2、 <u>これらに接する道路（隣接する部分に限る）</u> <u>を除く区域</u></p> <p style="text-align: center;"><u>上記のうち、県道浪江三春線、村道柏原・阿掛線、村道野行・岩角線、 村道落合・下野行線及び林道野行・大笹線を除く</u></p> <p>葛尾村内国有林磐城森林管理署</p> <p style="text-align: center;"><u>1078林班から1081林班、1083林班から1089林班、 1090林班のうち「イ」を除く区域、1091林班から1094林 班</u></p>
--	---

## 7. 飯舘村

帰還困難区域	<p>(長泥行政区の全ての区域)</p> <p>飯舘村長泥の全ての区域</p> <p>飯舘村内国有林磐城森林管理署 2304林班、2305林班、2310林班から2312林班</p>
--------	--